

子宮頸がん予防接種キャッチアップ接種のお知らせ

～公費による接種の期限が迫っています～

令和4年4月に始まった子宮頸がん予防接種キャッチアップ接種(公費負担)は、令和7年3月31日で終了します。接種期間内に3回の接種を完了するためには、令和6年9月30日までに1回目を接種する必要があります。接種がまだの人で、接種を希望する人は、早めの接種をお願いします。

令和7年4月以降の接種は、任意接種(全額自己負担)となりますので、ご注意ください。

なお、対象者には、7月初旬に個人通知をしておりますので、併せてご確認ください。

問 健康推進課 保健予防係(保健センター) ☎53-3298

健康情報 ～特定健診で分かること～

健診を受診して、自分の健康状態を確認しましょう!!



特定健診内容: 診察、計測、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査

	検査名	基準値	検査からわかること	
血圧測定	● 血 圧	収縮期血圧: 129mmHg以下 拡張期血圧: 84mmHg以下	血圧が高い状態が続くと、血管に負担がかかり血管を痛める。動脈硬化を促進する。	高血圧 動脈硬化
脂質代謝	● 中性脂肪	149mg/dL以下	余剰分は皮下脂肪や内臓脂肪として蓄えられ動脈硬化の要因になる。	脂質異常症
	● HDLコレステロール	40mg/dL以上	余分なコレステロールを回収して動脈硬化を予防する働きがある。	
	● LDLコレステロール	119mg/dL以下	増え過ぎると血管の内側に付着して、動脈硬化を促進する。	
糖代謝	● 空腹時血糖	99mg/dL以下	血液中に含まれるブドウ糖のことで、糖尿病の有無を調べる。	糖尿病 糖尿病の合併症 など
	● ヘモグロビンA1c (NGSP)	5.5%以下	過去1～2か月間の血糖値の平均を反映し、血糖値のコントロールができていたかを把握する。	
	● 尿 糖	陰性 (-)	腎臓で処理しきれずに尿中に漏れ出た糖を調べて、糖尿病の診断の目安とする。	
肝機能	● AST(GOT)	30 IU/L以下	肝臓で行われる代謝や解毒に使われる酵素で、これらの血中濃度を調べることで、肝臓が正常に機能しているか分かる。	肝 炎 脂肪肝 肝硬変 肝障害 など
	● ALT(GPT)	30 IU/L以下		
	● γ-GTP	50 IU/L以下		
腎機能	● 血清クレアチニン	男性: 1.00mg/dL以下 女性: 0.70mg/dL以下	クレアチニンは腎臓から排出されるたんぱく質の老廃物で、数値が高いと腎臓に障害がある可能性がある。クレアチニン値と年齢や性別から腎機能の低下を判断するeGFR値を推算できる。	腎臓病 など
	● e-GFR	60以上		
	● 尿蛋白	陰性 (-)		
	● 尿 酸	7.0mg/dL以下		
貧 血	● 赤血球	男性: 400～539/μl 女性: 360～489/μl	血液中に含まれる赤血球の数や血色素(ヘモグロビン)の量、ヘマトクリット値などを調べ、貧血の可能性を調べる。	貧 血
	● 血色素	男性: 13.1～16.6g/dL 女性: 12.1～14.6g/dL		
	● ヘマトクリット	男性: 38.5～48.9% 女性: 35.5～43.9%		
心 臓	● 心電図	異常なし	心臓の動きや異常を調べる検査で、不整脈や狭心症、心筋梗塞を発見する。	心臓病 など

食品適正表示推進者講習会

※会場での集合形式ではありません。

【食品適正表示推進者って?】

本県では、食品表示の更なる適正化に向けて、消費者への正確な情報提供等を推進する食品適正表示推進者の設置を図っています。

食品適正表示推進者は、各事業所で次の業務を担います。

- ・関係法令に基づき適正な食品表示を行うこと
- ・役員、従業員に、食品表示に関する啓発を行うこと
- ・消費者に、食品の表示に関する正確な情報提供を行うこと
- ・食品衛生責任者が設置されている場合は、その者と連携した食品表示に関しての取組を行うこと

1 対象者

熊本県内の食品関連事業所の経営者、役員又は従業員

2 実施方法

県ホームページに掲載された講習資料で学習いただいた上で、同ページ内のアンケートを以下のいずれかの方法でご提出ください。

(1) 掲載期間: 令和6年8月1日(木)～10月31日(木)
令和6年12月1日(日)～令和7年2月28日(金)

(2) 掲載場所: 県ホームページ

熊本県 食品適正表示推進者講習 で検索

(3) 提出方法: 掲載期間中にアンケートをFAX、メール又は郵送。
FAX: 096-382-7403 メール: anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp
郵 送: 〒862-8570 ぐらしの安全推進課 食の安全・食品表示対策班
(↑この郵便番号を記載すると、宛先住所の記載は不要です。)



3 講習の内容(基礎的な内容です。)

食品表示法、景品表示法、健康増進法、米トレーサビリティ法等

4 その他

- (1) 講習を受講し、アンケートのご提出をいただいた方には、熊本県食品適正表示推進者設置店証と熊本県食品適正表示推進者証を交付します。
- (2) インターネットの閲覧ができない方には、資料をお送りしますので下記のお問合せ先までご連絡ください。



お問合せ先
熊本県ぐらしの安全推進課 水本
電話: 096-333-2290